

令和6年度（2024年度）

茨城県原子力立地給付金交付事業（補助事業）

【公募要領】

当該公募通知に基づき生じた権利義務は、令和6年度（2024年度）当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。

《公募締切》

令和6年（2024年）3月15日（金）午後5時

《受付期間》

令和6年（2024年）3月1日（金）から15日（金）午後5時まで

《応募書類送付先及び問合せ先》

茨城県政策企画部政策調整課 調整担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029-301-2025

メール seisakushingi2(at)pref.ibaraki.lg.jp

令和6年（2024年）3月

茨城県

目次

I. 公募概要

1. 制度の概要
2. 事業内容
3. 補助対象経費及び補助率
4. 事業実施期間
5. 応募資格
6. 公募期間
7. 応募書類の提出
8. 審査
9. 補助事業者の義務等
10. その他

II. 事業概要

1. 原子力立地給付金交付事業の内容
2. 事業スキーム

III. 業務概要

1. 交付申請（4月）
2. 電気事業者への対応
3. 第1回概算払（7月～12月）
4. 原子力立地給付金交付（10月～翌年3月）
5. 変更交付申請（12月～翌年1月）
6. 現地調査（翌年1月～2月）
7. 第2回概算払（翌年1月～3月）
8. 実績報告（翌年3月～4月）
9. 確定検査（翌年4月中旬）
10. 超過補助金の返納（翌年5月）
11. その他

IV. 応募書類様式

- （様式第1号）茨城県原子力立地給付金交付事業応募書
- （様式第2号）応募者概要
- （様式第3号）事業実施計画書
- （様式第4号）収支計画書
- （様式第5号）誓約書

別紙資料

- 別紙資料1 原子力発電供用施設一覧
- 別紙資料2 原子力発電施設等周辺地域交付金交付対象市町村一覧

I. 公募概要

1. 制度の概要

(1) 通則

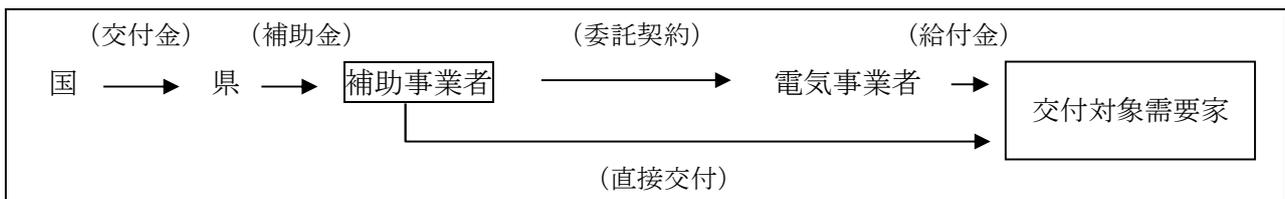
本事業は、次の法令・通達及び交付要項等の定めにより、実施されるものです。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- ・ 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）
- ・ 特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）
- ・ 電源立地地域対策交付金交付規則（平成 28 年文部科学省・経済産業省告示第 2 号。以下「交付規則」という。）
- ・ 電源立地地域対策交付金の運用について（通達）（平成 17 年 2 月 28 日付け 16 文科開第 951 号、平成 16・09・24 資庁第 3 号。以下「通達」という。）
- ・ 茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）
- ・ 茨城県原子力立地給付金交付事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）

(2) 原子力立地給付金交付事業の概要

交付規則に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域の振興や福祉の向上を図るため、県が当該地域内において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者、同項第9号に規定する一般送配電事業者又は同法第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者（以下「電気事業者」という。）から電気の供給を受けている電灯需要家及び電力需要家（以下「需要家」という。）に対して、原子力立地給付金を交付するものです。

〈交付スキーム〉



2. 事業内容

補助事業者は、交付規則・交付要項等に基づき事業を実施します。

3. 補助対象経費及び補助率

(1) 原子力立地給付金

交付実績額 補助率 10/10

ただし、交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とします。

(2) 一般事務費（委託費含む）

原子力立地給付金額の3.5パーセント以内（委託費を含む。）

なお、交付事務に要する費用は、次のとおりとします。

費目	内容
a. 人件費	交付事務に係る役職員等の人件費
b. 旅費	業務打合せ・現地調査等の旅費（補助事業者及び委託先の旅費規程による）
c. 会議費	会議室料 等
d. 印刷費	制度 PR パンフレット印刷費、その他特別な PR 資料印刷費
e. 消耗品費	文房具代、各種書類の印刷等に必要な用紙費（給付金受領書、給付金振込通知書、振込口座確認通知書、給付金交付管理票等）
f. 通信運搬費・配布手数料	郵便料金、宅配料金、電気事業者が PR 資料配布等に関する費用等
g. 振込・給付金交付手数料	金融機関に支払う振込手数料（郵便振込・郵便振替払出手数料等）
h. 事務機・電算機処理費	資料保管料（貸倉庫代）、パソコンリース料、交付事務に係る電子計算機システムを使用リース料
i. システムプログラム開発費	プログラム開発等のソフトウェア作成費
j. 諸経費	その他交付事務に必要な経費
k. 委託費	交付事務のうち電気事業者に委託する費用(a から j までの項目のうち委託するもの)

(3) 消費税額の取扱い

交付申請書の補助金額算定段階において、消費税等は、補助対象経費から除外して「事業収支計画書（様式第4号）」を提出してください。

ただし、以下に掲げる交付事業者にあつては、交付事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて交付金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない交付事業者
- ② 免税事業者である交付事業者
- ③ 簡易課税事業者である交付事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の交付事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である交付事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する交付事業者

4. 事業実施期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

ただし、事業の性質上、実績報告書の提出が翌年度になることから、実質的に確定検査を含めた精算事務の完了時までとします。

5. 応募資格

次の（１）から（６）までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- (1) 法人格（内国法人）を有すること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- (1) 法人格（内国法人）を有すること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有し、電気事業者と連携・協力して業務が遂行できる事業者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次の①から③までのいずれかにも該当しない者であること。
 - ① 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。
 - ② 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者でないこと。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団委員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
 - ③ ①又は②のいずれかに該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。

6. 公募期間

令和 6 年（2024 年）3 月 1 日（金）から 15 日（金）午後 5 時まで

7. 応募書類の提出

- (1) 下表「提出書類一覧表」における書類を電子データで提出してください。

(2) 提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うことがあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

(3) 応募書類等に関する質問は、公募開始から3月13日(水)午後5時までの期間(ただし、期間内の土日祝日を除く。)、メールで受け付けます。それ以外の期間又は方法によるものは受け付けません。

(4) 提出された書類や追加説明資料は返却しません。

(5) 応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

(6) 提出先

茨城県政策企画部政策調整課 調整担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話 029-301-2025

メール seisakushingi2(at)pref.ibaraki.lg.jp

<提出書類一覧表>

	提出書類	提出部数
申請書類	・様式第1号 応募書	1部
	・様式第2号 応募者概要	1部
	・様式第3号 事業実施計画書	1部
	・様式第4号 収支計画書	1部
	・様式第5号 誓約書	1部
添付資料	・寄附行為、定款又は商業登記簿謄本	1部
	・決算報告書又は財務諸表(過去2年分)	1部
	・会社(事業)案内(事業概要が確認できるパンフレット等)	一式

8. 審査

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、主に下記の観点で相対的に評価します。

① 応募者について

- ・応募資格の要件を満たしているか。
- ・応募者の企業理念等と本事業との関連性、財務状態、事業執行に当たっての組織・人員体制が適正であるか。

② 事業計画について

- ・応募書類への記載内容や実施スケジュールが妥当であるか、また事業実施に際しての電気事業者との協働体制や個人情報等の管理体制がどうなっているか。

③ 収支計画について

- ・事業実施のための見積額が妥当であるか。

④ その他

- ・事業実施に当たり、その他強調すべき有利な事項があるか。

(3) 審査の結果（採択又は不採択）

審査終了後速やかに申請者あてに通知します。

なお、補助事業者の決定については、3月下旬を予定しています。

9. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、補助事業が完了した日から15日を経過した日又は補助事業が完了した日が属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。ただし、概算払いにより交付決定の通知をした補助金の額の全額を支出している場合にあっては、実績報告書の提出期限は翌会計年度の4月25日までとします。
- (3) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (4) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。
- (5) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (6) 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 補助事業者は電気事業者から需要家に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければなりません。
- (8) 補助事業者は、給付対象需要家を保有している新電力事業者との間で、当該業務に係る内容が記載されている契約書を締結し、当該業務を実施しなければなりません。
- (9) 補助事業者が保有している各種情報については、第三者に提供してはなりません（ただし、補助事業を遂行するために必要な場合を除く。）。

10. その他

(1) 交付対象地域

市町村名（旧市町村名）
東海村
那珂市（旧那珂町）
日立市（旧日立市）
常陸太田市（旧常陸太田市）
大洗町
茨城町
鉾田市（旧旭村）
ひたちなか市（旧勝田市）
ひたちなか市（旧那珂湊市）

※合併前の旧市町村区分に応じて、異なる交付単価を適用する。

(2) 別紙資料

- ・別紙資料1 原子力発電供用施設一覧
- ・別紙資料2 原子力発電施設等周辺地域交付金交付対象市町村一覧

(3) 公募資料作成に係る資料

公募資料の作成に必要な資料については、可能な限り提供しますのでご連絡ください。

Ⅱ. 事業内容

1. 原子力立地給付金交付事業の内容

(1) 概要

国から原子力発電施設等周辺地域に該当する都道府県に対して、電源立地地域対策交付金が交付され、交付を受けた都道府県は、この交付金を原子力立地給付金として、地域の住民・企業等の需要家に交付する。

原子力立地給付金交付事業は、交付要項に基づき、補助事業者が県に交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施する。電気の需給契約の内容により、各需要家に交付されるものであることから、補助事業者は、電気事業者に交付事務を委託することを可能としている。

(2) 交付の方法

補助事業者から交付事務の委託を受けた電気事業者が、電気の供給を受ける需要家の電気料金の振替口座と同一の預金口座へ直接振り込みを行う。電気料金を口座振替以外の方法で支払われている需要家については、別に指定された金融機関の口座への振り込み、「郵便振替払出証書」の郵送又は現金による交付となる。

(3) 交付の時期と回数

10月1日（以下「基準日」という。）の電気の契約内容を確認し、概ね10月下旬から翌年の3月末日までの間に毎年1回交付する。

(4) 交付対象地域

一定規模以上の原子力発電供用施設が設置されている市町村及びその周辺市町村

(5) 主な交付要件

毎年、基準日に電気事業者との間で電気の需給契約がある需要家が交付の対象となる。

① 交付対象となる契約種別

ア 電灯需要家の範囲

原子力発電供用施設所在等市町村の区域内において、電気事業者から電灯（白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含む。）をいう。以下同じ。）又は小型機器（主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器をいう。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し又は妨害する恐れがあり、電灯と併用できないものは除く。以下同じ。）を使用するため低圧で電気の供給を受けている者。ただし、次の契約は対象から除くものとする。

(ア) 契約期間が1年未満の需要で、臨時的に電気を使用する契約

- (イ) 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯又は火災報知機灯、消火栓標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯若しくは小型機器を使用するために電気を使用する契約
- (ウ) 毎日深夜時間帯に限り、電気を使用する契約
- (エ) 毎日一定時間に限り、融雪などのために毎年一定期間に限り、電気を使用する契約（以下「融雪等契約」という。）
- (オ) 電灯又は小型機器を使用する需要で、その総容量が 400 ボルトアンペア以下である契約（農事用に係る需要を除く。）
- (カ) 原子力発電供用施設の設置者から、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号。以下「平成 26 年改正法」という。）の施行後に原子力発電供用施設の設置者以外の者に承継・譲渡された資産を使用するために電気を使用する契約

イ 電力需要家の範囲

原子力発電供用施設所在等市町村の区域内において、低圧で電気事業者から動力（電灯及び小型機器以外の電気機器をいう。）を使用するため電気の供給を受けている者及び融雪等契約であって、旧電気事業法第 19 条第 12 項の規定により経済産業大臣に届け出た約款（以下「旧選択約款」という。）のうち交付対象となる契約種別に準じる供給条件により電気の供給を受けている者並びに高圧又は特別高圧で電気の供給を受けている者。ただし、次の契約は対象から除くものとする。

- (ア) 契約期間が 1 年未満の需要で、臨時的に電気を使用する契約
- (イ) 需要家の発電施設の検査、補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてる契約
- (ウ) 一般送配電事業者の常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける契約
- (エ) 毎日深夜時間に限り、電気を使用する契約
- (オ) 電気事業者から高圧又は特別高圧で電気の供給を受けている交付対象者のうち、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する 2 以上の需給地点において常時電気の供給を受ける需要家の希望により行う一括契約
- (カ) 原子力発電供用施設の設置者から、平成 26 年改正法の施行後に原子力発電供用施設の設置者以外の者に承継・譲渡された資産を使用するために電気を使用する契約

ウ 電力需要家の契約電力の取扱い

託送供給等約款（電気事業法第 18 条第 1 項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたもの又は同条第 5 項の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものをいう。）に定める接続送電サービス契約電力相当とする。

ただし、託送供給等約款に定める 1 年を通じたの最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱いに準じて電気の供給を受ける者の契約電力は、1 年を通じたの昼間時間における接続供給電力の最大値相当をいう。

また、電力需要家のうち低圧電力需要家の契約電力は、当該低圧電力需要家が電気事業者と締結した小売供給に関する契約において、契約電力の定めがある場合に限り、当該契約電力を用いることができる。

② 交付対象から除かれる需要家

電気料金の支払債務が帰属する国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）、都道府県、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）及び原子力発電供用施設の設置者

ア 国の機関

イ 行政執行法人

ウ 都道府県

エ 特定地方独立行政法人

オ 原子力発電供用施設の設置者

原子力発電所を有する電気事業者 9 社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原燃株式会社、MH I 原子力研究開発株式会社、日本核燃料開発株式会社等

なお、原子力発電供用施設の設置者で、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる法人について、平成 26 年改正法の施行後に分割があった場合、当該分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継した法人は、当該分割に係るいずれかの者が原子力発電供用施設の設置者であるときは、いずれも引き続き原子力発電供用施設の設置者であるものとみなす。

(6) 交付金額の算定方法

その地域に所在する原子力発電供用施設の出力規模等によって算出された給付金単価が適用される。

○電灯需要家の場合（一契約当たり）

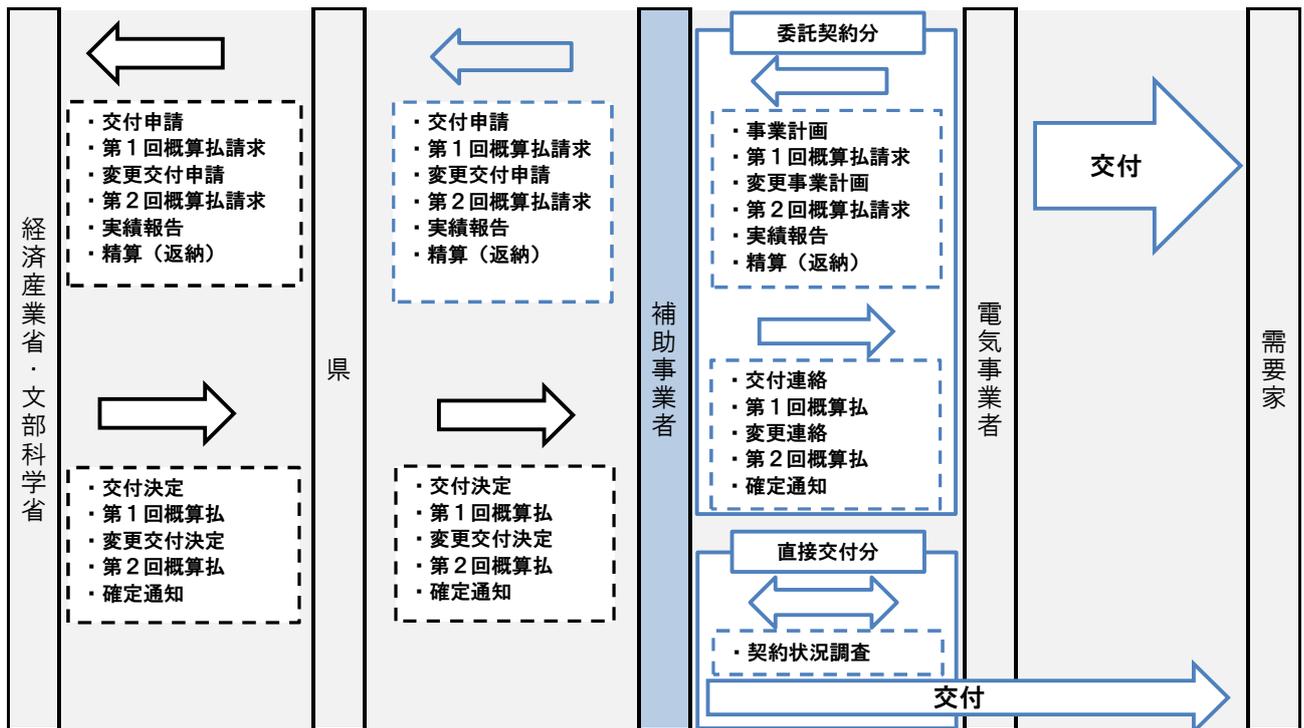
給付金（電灯）単価×12（月）

○電力需要家の場合（原則・一契約当たり）

[電力単価（電灯単価×1/2（円未満切捨））] ×契約kW数]（円未満切捨）×12（月）

※給付金単価は、交付規則第 9 条の各号により算定する。

2. 事業スキーム



Ⅲ. 業務内容

交付規則・通達や交付要項等に基づき、適正・円滑な給付金交付事務を行う。主な業務内容は次のとおり。

1. 交付申請（4月）

（1）事業計画書作成

電気事業者の事業計画書（基準日の見込契約口数・kW数）を市町村別に取りまとめる。

（2）交付申請書提出（4月1日）

交付規則・通達等の改正事項を確認し、交付単価・計算式等を入力した県の様式に従い、交付申請書を作成し、提出する。

（3）交付決定通知受理

2. 電気事業者への対応

（1）需要家への問合せ対応（4月～通年）

小売全面自由化後、電力会社を自由に選ぶことができるようになったことから、主に新たな小売電気事業者にスイッチングした需要家（住民）に向け原子力立地給付金事業のPRを行う。

（2）データベースの設計及び調整（4月～通年）

必要に応じて、電気事業者からの需要家情報を入手したのち、適切な交付事務を遂行するために、需要家のデータベース等の設計及び運用を行う。

（3）交付に関する情報収集等

① 交付対象市町の町域の把握

市町村合併による交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手し、町域表示一覧を作成するなど交付対象町域の把握に努める。

② 原子力立地給付金のRP原稿作成

必要に応じて、需要家向けの原子力立地給付金の案内チラシ、関係自治体向けの市町広報誌等への掲載原稿を作成する。

③ 民営化等による国・県施設の交付判定

国及び県施設の独立行政法人化や指定管理者への移管等の情報把握に努める。

（4）電気事業者の把握

① 国に登録された小売電気事業者（新電力事業者）及び特定送配電事業者を把握する。

② 必要に応じて、原子力立地給付金事業に対する小売電気事業者への説明を実施する。

③ 対象地域に供給のある小売電気事業者の把握に際して、補助事業者との間で適切な情報提供を行うべく、必要に応じてデータ提供に関する契約等を実施する。

（5）交付対象地域での需給契約の確認調査

① 調査票等の資料を作成し、小売電気事業者（新電力事業者）及び特定送配電事業者に対し、原子力立地給付金の交付対象地域での需給契約等について調査確認を実施する。

② みなし小売電力事業者（9電力会社）の域外供給（旧供給地域外への供給）による交付対象地域での需給契約等について調査確認を実施する。

(6) 需給契約のある事業の対応

制度の概要説明等を行い、補助事業者から電気事業者に委託し需要家に交付する方法、又は補助事業者が需要家に直接交付する方法のいずれかの方法について協議する。

3. 第1回概算払（7月～12月）

(1) 電気事業者に対する概算払請求書の提出依頼

電気事業者に事業計画額（給付金・委託費）以内で提出を依頼する。

(2) 電気事業者の概算払請求書とりまとめ

(3) 県に対する概算払請求書の提出

県様式に従い、概算払請求書を作成し、提出する。

(4) 概算金額の入金・送金

県から入金後、速やかに電気事業者に送金する。

4. 原子力立地給付金交付（10月～翌年3月）

基準日後、概ね10月下旬から3月31日までに原子力立地給付金を交付する。

(1) 交付単価・対象地域の最終確認

① 8月末日における新增設や廃炉等の変更事項の有無を確認する。

② 市町村合併等に伴う交付対象地域の変更の有無を確認する。

(2) 原子力立地給付金の交付

(3) 交付に伴う関係先（県・市町村等）及び一般需要家からの問合せ対応

5. 変更交付申請（12月～翌年1月）

(1) 変更事業計画書作成

電気事業者の変更事業計画書（基準日の見込契約口数・kW数）を市町村別に取りまとめる。

(2) 交付申請書提出（12月末～翌年1月上旬）

変更事項を確認し、交付単価・計算式等を入力した県の様式に従い、交付申請書を作成し、提出する。

(3) 変更交付決定通知受理

6. 現地調査（翌年1月～2月）

原子力立地給付金交付事務の適正な執行状況を確認することを目的に、電気事業者の本店・支店・営業所で現地調査を実施する。

(1) 関係先との日程調整

(2) 調査内容確定（調査項目・サンプル需要家抽出）

(3) 調査内容

① 給付金交付状況について総括的に内容を確認するための総括評価を実施する。

- ② 対象市町村から抽出したサンプル需要家に対して、適正に交付されているか確認するためのサンプリング調査を実施する。
- ③ 交付規則・通達の変更事項等について、適正に処理されているか確認する。

7. 第2回概算払（翌年1月～3月）

- (1) 電気事業者に対する概算払請求書の提出依頼
変更事業計画額から既に受領した第1回概算払額を除いた額を算定し、請求書を作成し、提出を依頼する。
- (2) 電気事業者の概算払請求書とりまとめ
- (3) 県に対する概算払請求書の提出
県様式に従い、概算払請求書を作成し、提出する。
- (4) 概算払いの受領～送金
県から入金後、速やかに電気事業者に送金する。

8. 実績報告（翌年3～4月）

- (1) 電気事業者に対する実績報告書の提出依頼
交付単価や計算式等を入力した様式を作成して提出を依頼する。
- (2) 電気事業者の実績報告書とりまとめ
電気事業者の実績報告書を受領し、給付金及び委託費について帳票等により支出内容を精査する。
 - ① 給付金については、各市町村別の単価・需要家数・金額等の内容を精査する。
 - ② 事務費については、委託事務経費の適正・金額等を精査する。
- (3) 県に実績報告書提出
県の様式に従い、給付金及び一般事務費をとりまとめて実績報告書を作成し、提出する。

9. 確定検査（翌年4月中旬）

- (1) 補助事業者による電気事業者への確定検査
- (2) 県による補助事業者への確定検査

10. 超過補助金の返納（翌年5月）

- (1) 県からの確定通知及び補助金返還通知の受理
- (2) 電気事業者に対する確定通知および超過補助金返納通知の送付
- (3) 超過補助金の返納
電気事業者から返納を受け、県に超過補助金を返還する。

11. その他

- (1) 業務打合せ（適宜）
進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せを行う。

(2) 委託契約書締結

給付金業務を適正・円滑に実施できるように電気事業者との委託契約書を締結する。

(3) 課税当局による差押え対応（8月～12月）

補助事業者が需要家に交付する原子力立地給付金は、支払が未了である間は、需要家が補助事業者に対して有する債権と捉え、国税徴収法による強制徴収権限を有する課税当局は、需要家に税の滞納がある場合、補助事業者に対して調査並びに差押を行うことがある。

(4) 過年度補助金の返還対応

過年度に遡及した電力契約の齟齬（契約kWの変更）や郵便払出証書の戻り等により、過年度の給付金に係る返還処理を行う。

別紙資料1 原子力発電供用施設一覧

(原子力発電施設)

発電関連施設名	所在市町村	設置者	認可出力 (万kW)	着工年月	運転開始 年月
東海第二(BWR)	東海村	日本原子力発電 (株)	110.0000	S48/4	S53/11

注:着工年月は、工事計画認可の年月とする。

(原子力発電関連施設)

発電関連施設名	所在市町村	設置者	認可出力 (万kW)	着工年月	運転開始 年月
再処理施設	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 100.0000	S46/8	S52/7
原子炉安全性研究炉(NSRR)	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 2.4770	S48/6	S50/9
燃料試験施設	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 11.7100	S50/6	S54/12
FBR燃料加工施設	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 18.7500	S57/5	S63/4
MHI原子力研究開発燃料ホットラボ	東海村	MHI原子力研究開発(株)	※ 1.4325	S60/6	S62/4
ガラス固化技術開発施設	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 11.5151	S63/12	H6/4
燃料サイクル安全工学研究施設 (NUCEF)	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 8.8675	H1/11	H6/7
リサイクル機器試験施設	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 33.1724	H7/7	-
低放射性廃棄物処理技術開発施設	東海村	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 9.3541	H14/10	-
FBR実験炉「常陽」	大洗町	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 37.2960	S45/7	S53/10
〃 (Mk-Ⅱ)	大洗町	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 5.5065	S57/5	S58/8
〃 (Mk-Ⅲ)	大洗町	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 6.1192	H9/10	H15/7
日本核燃料開発ホットラボ	大洗町	日本核燃料開発(株)	※ 2.8560	S49/12	S53/2
大型照射後試験施設	大洗町	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	※ 5.1569	H3/5	H8/4

注1:「※」は、みなし出力を示す。

注2:運転開始年月の括弧内は、予定年月とする。

都道府県	市町村		所在・隣接・隣々接	合併特例	給付金措置	その他措置	備考
		旧市町村					
茨城県	東海村		0		○		
	ひたちなか市	那珂湊市	1、1		○		
		勝田市	1、1		○		
	那珂市	那珂町	1		○		
	日立市	日立市	1		○		
	常陸太田市	常陸太田市	2		○		
	大洗町		0		○		
	鉾田市	旭村	1		○		
	茨城町		1		○		
	水戸市	常澄村	1			○	
		水戸市	1			○	

《表の見方》

・旧市町村名は、合併前の旧市町村名とする。

・所在・隣接・隣々接は、以下のとおりとする。

0: 所在市町村

1: 隣接市町村

2: 隣々接市町村

1*: 隣接であるが、単価算定上、所在と同様に扱う市町村

・合併特例、交付規則第9条の3項及び4項の合併特例を示す。

・給付金措置の欄に「○」がある場合、交付規則第3条第10号の給付金交付助成措置の選択市町村を示す。

・「その他措置」の欄に「○」がある場合、交付規則第3条第10号以外の選択市町村を示す。

・「給付金措置」と「その他の措置」の両方の欄に「○」がある場合、双方の措置選択市町村を示す。

IV. 応募書類様式

(様式第1号)

文 書 番 号
年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 様

住 所
名 称
代表者名

令和6年度（2024年度）茨城県原子力立地給付金交付事業の公募に係る書類の提出について

年 月 日付けで公募のありました標題の件について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

1. 応募者概要（様式第2号）
2. 茨城県原子力立地給付金交付事業実施計画書（様式第3号）
3. 茨城県原子力立地給付金交付事業収支計画書（様式第4号）
4. 誓約書（様式第5号）

(様式第2号)

応募者概要

1. 応募者概要

団体名称	
住 所	〒
実施部署名	
担当者名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2. 実施体制（委託先も含めた実施体制を記載）

3. 財務状態（直近の収支計画書、財務諸表等添付）

(様式第3号)

茨城県原子力立地給付金交付事業実施計画書

- ・ 交付規則及び通達を熟読の上、下記の項目に記載して下さい。
- ・ ページ数の制限は特にありません。

<p>1. 交付対象地域 (公募要領の記載内容を表示)</p> <p>市町村名 (旧市町村名) 交付規則第9条の選択措置</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>③</p>
<p>2. 交付対象者 ※交付規則・通達等により記載</p> <p>(1) 電灯需要家</p> <p>(2) 電力需要家</p> <p>(3) 交付対象から除かれる需要家 等</p>
<p>3. 交付金額 ※交付規則・通達等により記載</p> <p>(1) 市町村別交付単価</p> <p>・ 上記「1. 交付対象地域」の地域別の交付単価及び算定式を記載</p> <p>(2) 給付金額の算定方法</p> <p>・ 給付金額の算定式を記載</p>
<p>4. 交付時期及び交付方法</p>
<p>5. 不交付の場合の措置</p> <p>・ 交付不能及び受領辞退等による不交付の際の対応を記載</p>
<p>6. 情報管理体制や委託先との協働体制等について</p> <p>・ 交付事務の委託等、業務遂行する上で留意すべき事項について記載</p>
<p>7. 年間業務スケジュール</p> <p>・ 年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成 (様式は任意)</p>

(様式第4号)

茨城県原子力立地給付金交付事業収支計画書

(1) 収入

区 分	予算額 (円)	内 容
県補助金		原子力立地給付金 円 一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

(2) 支出

・原子力立地給付金

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
原子力立地給付金	電灯需要家 電力需要家		

・一般事務費

区 分	内 容	予算額 (円)	積算内訳
人件費			
旅 費			
会議費			
印刷費			
消耗品費			
通信運搬費・配布手数料			
振込・給付金交付手数料			
事務機・電算機処理費			
システムプログラム開発費			
諸経費			
委託費			
合 計			

(様式第5号)

誓約書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

住所
氏名又は名称
及び代表者名

私は、現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。なお、下記について、県の事務事業に関する参加資格の確認のため、貴県が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員。
- 2 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）
- 3 1又は2のいずれかに該当する者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋
(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員

暴力団の構成員をいう。